

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	原 処 分 年 月 日	異議申立年月日及び申立理由 (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
1	福 岡 県 大牟田市長	大牟田市在住 71歳の女性	平.14.12.3	平.15.2.6 被認定者は、生前痰の量が非常に多い症状が続き、気管切開により痰の吸引を続けたが、切開部から痰が排出するなどしたことにより気道感染症を繰り返し肺炎を繰り返し、肺機能の低下を来して死亡した。 また、大牟田市認定審査会の審査過程において違法性がある。 (平.15.3.12)	平.15.4.10	遺族補償費の支給	棄 却 被認定者の死亡は、急性心筋梗塞によるものであり、認定疾病に起因したものと認められない。 また、原処分に係る大牟田市審査会の認定審査の手續に原処分を無効とするような重大な瑕疵があったとは認められない。	被認定者は、審査請求人の夫 大正15年宮崎県で出生 昭和43年以降死亡時まで、大牟田市内に居住 認定疾病は、慢性気管支炎 認定年月：昭和53年6月 死亡時の障害の等級：3級 死亡年月：平成14年9月 (享年76歳)
2	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	葬祭料の支給	棄 却 同 上	同 上

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	原 処 分 年 月 日	異議申立年月日及び申立理由 (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
3	名古屋市長	名古屋市在住 53歳の男性	平.11.12.3	平.11.12.21 主治医診断報告書等の内容が以前より数値的に悪くなっており、投薬量も増えている。主治医が2級相当であると判断している。 (平.15.3.27)	平.15.4.14	障害補償費の額の改定 3級 2級	棄 却 請求人の認定疾病の症状、検査所見、治療状況等について総合的に検討すれば、障害等級を2級と認め、障害補償費の額を改定せよとの主張には無理がある。	審査請求人は、昭和28年生 昭和41年から、旧公害健康 被害補償法に定める名古屋 市内の指定地域に居住 認定年月：昭和49年9月 認定疾病は気管支ぜん息 認定当初の障害の等級は2 級、以降昭和63年に3級、 平成元年に2級、同6年か ら原処分時まで3級
4	同 上	同 上	平.13.2.2	平.13.2.14 主治医診断報告書等の内容が以前より数値的に悪くなっており、投薬量も増えている。主治医が2級相当であると判断している。 (平.15.3.27)	平.15.4.14	障害補償費の額の改定 3級 2級	棄 却 請求人の認定疾病の症状、検査所見、治療状況等について総合的に検討すれば、障害等級を2級と認め、障害補償費の額を改定せよとの主張には無理がある。	同 上
5	同 上	同 上	平.14.4.5	平.14.4.18 主治医診断報告書等の内容が以前2級であった時と数値的な変化がほとんどなく、投薬量も増えている。主治医が2級相当であると判断している。 (平.16.6.2)	平.16.6.25	障害補償費の額の改定 3級 2級	棄 却 請求人の認定疾病の症状、検査所見、治療状況等について総合的に検討すれば、障害等級を2級と認め、障害補償費の額を改定せよとの主張には無理がある。	同 上